

別表六の二(二十)

「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

雇用者給与等支給額が増加した場合又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 業 度	法人名		
雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表二「1」の合計)	1	円	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	21	円
基準雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「4」の合計)	2		個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表二「24」の合計)	22	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3		雇用者給与等支給増加額 (3)-(2) (マイナスの場合は0)	23	
増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4		調整前税額控除限度額 $(23) \times \frac{10}{100}$ (6) ≤ (7)の場合は0)	24	
比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「8」の合計)	5	円	税額控除加算基準額 ((1)-(5)) と (23) のうち少ない金額)	25	
平均給与等支給額 (別表六の二(二十)付表一「14」の①)	6		連中 結小 結以 親連 法結 の親 親場 が法 合	税額控除加算額 $(25) \times \frac{2}{100}$	26
比較平均給与等支給額 (別表六の二(二十)付表一「14」の②)	7		税額控除限度額 $\frac{(24)+(26)}{(1) < (5) \text{ の場合又は } (9) < 0.02 \text{ 若しくは } (7) = 0 \text{ の場合は } 0}$	27	
平均給与等支給増加額 (6)-(7) (マイナスの場合は0)	8		連結 親親 法人 が中 小	税額控除加算額 $(25) \times \frac{12}{100}$ (9) < 0.02 又は (7) = 0 の場合は0)	28
平均給与等支給増加割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9		税額控除限度額 $\frac{(24)+(28)}{(1) < (5) \text{ の場合は } 0}$	29	
継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「19」の①の合計)	10	円	当期税額基準額 $(21) \times \frac{10 \text{ 又は } 20}{100}$	30	
継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の(別表六の二(二十)付表一「19」の②)又は「19」の③)の合計)	11		当期税額控除可能額 ((27) 又は (29)) と (30) のうち少ない金額)	31	
継続雇用者給与等支給増加額 (10)-(11) (マイナスの場合は0)	12		連以 結後	個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表二「38」の合計)	32
継続雇用者給与等支給増加割合の計算 $\frac{(12)}{(11)}$ (11) = 0 の場合は0)			<p>「40」欄</p> <p>雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除※1又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除※2を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成30年旧措置法第68条の15の6第1項」※1又は「第68条の15の6第1項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10588」※1又は「10609」※2</p> <p>③ 「適用額」欄：「40」欄の金額</p> <p>※1 平成30年旧措置法第68条の15の6第1項(区分番号：「10588」) 平成30年4月1日に開始した連結事業年度</p> <p>※2 第68条の15の6第1項(区分番号：「10609」) 平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度</p>		
国内設備投資額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「20」の合計)					
当期償却費総額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「23」の合計)					
当期償却費総額の合計額の90% $(15) \times \frac{90}{100}$					
教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「24」の合計)			当期税額控除可能額 (31) 又は (37)	38	
比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「29」の合計)	18		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7」の②)	39	
教育訓練費増加額 (17)-(18) (マイナスの場合は0)	19		法人税額の特別控除額 (38)-(39)	40	
教育訓練費増加割合 $\frac{(19)}{(18)}$ (18) = 0 の場合は0)	20				

別表六の二(二十) 平三十・四・一以後終了連結事業年度分